

最高裁判所一般規則制定諮問委員会 議事概要(第5回)

(最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事)

速報のため、事後修正の可能性あり

1. 日時

平成14年12月24日(火)13:30～16:45

2. 場所

最高裁判所大会議室

3. 出席者

(委員)

青木昌彦,磯村保,遠藤光男[委員長],北野聖造,曾我部東子,竹崎博允,龍岡資晃,戸松秀典,中田昭孝,長谷川真理子,長谷川裕子,土方健男,堀越みき子,堀野紀,前田雅英,松尾邦弘,宮崎礼壹,宮廻美明,宮本康昭(敬称略)

(幹事)

一木剛太郎,金井康雄,鹿子木康,小池裕,寺田逸郎,中山隆夫,野山宏,明賀英樹,山崎敏充,山崎恒

4. 議題

(1)準備会及び検討会の報告

(2)協議

1.下級裁判所裁判官指名諮問委員会

2.裁判所運営への国民参加

(3)今後の予定等について

5. 配布資料

[下級裁判所裁判官指名諮問委員会]

(資料)

14. 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の設置に関する規則要綱案
15. 確認事項案

(委員提出資料)

「要綱案に対する修正案」(堀野委員提出)

「資料・情報の提供に関する権限一覧」(宮本委員提出)

[裁判所運営への国民参加]

(資料)

1. 諮問事項

(参考資料)

16. 司法制度改革推進計画要綱抜粋
17. 司法制度改革審議会意見書抜粋
18. 現行の家庭裁判所委員会について
19. 家庭裁判所委員会規則

6. 議事

(1) 準備会等の報告

幹事から、12月6日及び12日に準備会が開催されたこと、その結果を踏まえて資料14及び資料15が作成されたこと、12月10日に開催された司法制度改革推進本部事務局の法曹制度検討会において、当委員会における検討状況について最高裁から説明を行い、方向性について了承を得たことが報告された。

(2) 協議(:委員長, :委員, :幹事)

1. 下級裁判所裁判官指名諮問委員会

:要綱案(資料14)2は、高裁長官の指名についても、原則として諮問の対象に含めることになっている。また、要綱案3に「委員会への諮問」という項を新たに設け、判事を高等裁判所長官に指名する場合には諮問を要しないとまとめさせていただいたが、この点はどうか。

:異議なし。

:要綱案3(3)は、前回、意見を付さないで諮問するということを、「付してはならない」といった強い表現ではない形で要綱案に盛り込むことが確認されたので、それに添ってまとめたが、この点はどうか。

:異議なし。

:要綱案5は、前回取りまとめられたとおり、委員は11人としたが、この点はどうか。

:異議なし

:要綱案10については、前回、「その他の者」に団体だけではなく個人も含むことを明確にした方がよいのではないかという意見が出されたことを受けて、この点を明確にした。また、「その他の必要な協力」についても、具体的にどのような協力を依頼することができるのか明確にした方がよいということで、「資料の提出、説明その他の必要な協力」と明確な書きぶりにしたが、これらの点についてご意見を伺いたい。

:これまでの審議で、中央の委員会には最高裁から候補者名簿と人事評価書が提出されることになっているが、人事評価書の中にどのような情報が載っているかということが重要である。その内容が明らかになっていない状態で、諮問の在り方、情報収集の仕方等がはっきり決められるのか疑問である。本日は要綱案について審議をし、大方決めようという方向のようであるが、外部からの評価情報をどのように取り上げるかについての最高裁の方針、骨格が明らかになってから要綱案を最終的に確定するのがよい。

:最高裁としても、裁判官の新しい人事評価制度においては、内部の情報にのみ立脚するのではなく、外部の情報にも十分考慮を払うのが適切な評価を行う上で必要であると考えている。このような認識に立ち、外部の的確な情報を人事評価の基礎にするという方向で検討を進めているところである。ただ、裁判官の人事評価制度は、評価の対象となる裁判官に影響するところが非常に大きいものであり、来年1月から2月に意見交換会などを開催し、裁判官の意見を十分聴取して、制度を作り上げていきたいと考えている。

:外部評価の内容が決まらないと要綱案が決まらないということにはならないのではないか。細かい点までこの諮問委員会で決めてから前に進むというのは得策ではない。今まで、かなりの時間をかけて議論を積み重ねてきていると思っているので、今日の段階で区切りをつけ、前に進むべきである。

:いままで4回審議を行い、十分意見は反映されている。また、毎年、裁判官の新任、再任は行われており、裁判官の指名過程における透明性確保ということについて国民から指摘されているところでもあり、早く委員会を立ち上げる必要がある。要綱案としては十分検討されているので本日結論を出すのに十分機は熟している。

:要綱案として取りまとめをするのに機は熟している。仮に最高裁から出てくる資料が十分でないとしても、要綱案10(2)で委員会の権限が書かれているので、むしろ、制度を動かす中でどのような資料が必要であるか成熟してくるのではないか。決まらない間は何もしないということになると、透明性確保の手続が遅れることになる。

:これから裁判官への任官希望者を幅広く広げていこうというときに、裁判所、検察庁、弁護士会といった組織を通じて汲み上げられる意見以外に、例えば企業の法務

担当者,大学の先生といった人たちのレター・オブ・レファレンス(紹介状)が非常に重要であり,中立な委員会ではそのような資料に重きを置くべきだと思う。今,人事評価制度について議論が進んでいるということであるが,本人の意向を汲み取るという点について,どの程度議論が進んでいるのか。

:新しい人事評価制度には検討すべきポイントがたくさんあるが,本人の意向を適切に汲み取る方法も検討のポイントに入っている。これから裁判官の意見を広く聴きながら制度を具体的なものにしていきたいと考えているが,1年間の仕事ぶりについて,自分はこうやったというようなものを書面で出してもらおうというのが一つの姿としてあるのではないかと思う。

:恒常的な人事評価以外にも,これから裁判官に任官したいという場合に,どのような申込書にし,どのような書類を付けるかが問題になる。例えば弁護士であれば,自分はこういう仕事をしてきた,学者であれば,大学でこういう研究をしているというときに,これをサポートする資料をつけていくことも今後検討していく必要がある。ネガティブな情報だけでなく,ポジティブな情報も必要である。

:外部の評価をどのように取り入れるかについての検討状況はどうか。

:少なくとも取り入れの窓口を作らなければならない。そのような窓口を作ると様々な情報が飛び込んでくることになるが,裁判官の独立という問題を踏まえつつ,的確な情報を取り入れるという考え方で制度を設計すべきであると考えている。具体的な方法は検討中である。

:いつ頃までに検討するのか。

:来年1,2月に裁判官の意見を幅広く聴き,それを集約した後に制度を組み立てていくことになる。

:外部の評価を取り入れることについて,「裁判官の人事評価の在り方に関する研究会」のような研究会を立ち上げる予定はあるのか。

:「裁判官の人事評価の在り方に関する研究会」で報告書をまとめているので,それをベースにしつつ,その後,その報告書に対して寄せられた様々な意見も汲み上げて,最高裁で考えていきたいと思う。

:本日,要綱案を固める方向でご審議いただきたい。

:できる限り、本日、要綱案を固める方向で議論すべきと思うが、裁判官の恒常的な人事評価に、最高裁において外部評価を取り入れたとしても、それは内部資料ではない。委員会にとっては、独自に収集する情報、直接受け取った情報がまさに外部資料である。その意味で、委員会が広く情報を収集する態勢が重要である。

:要綱案10(2)の後段は、「資料の提出、説明その他の」必要な協力として、必要な協力の内容をより明確化したものであるが、これでよいか。

:異議なし。

:要綱案13のただし書きについては、前回の法曹三者と学識経験者の構成比についての議論を確認事項案9に反映してあるので、それを前提に意見を伺いたい。

:地域委員を5人から10人にしても審議の能率が上がるというものではない。要綱案13では、例えば、5人と5人の二つのグループでの審議も可能であるという理解でいるが、それでいいか。

:そういった運用をも可能とするために、広めの定め方としたものである。

:そうであるなら、後は、地域委員会内部で決めてもらえばよい。

:原案どおりで結構である。

:要綱案13のただし書きは、原案どおりでよいか。

:異議なし。

:要綱案14は、どうか。

:異議なし。

:要綱案19は、独立の事務局を設けることはやはり難しく、実現可能性を探る中で、人事を担当する部署は望ましくないということから、庶務を総務局、総務課としたものであり、委員会の中立・公正への配慮については確認事項案11に盛り込んである。この点について意見を伺いたい。

:この委員会は、裁判官人事に関して、最高裁から提出された資料を検討し、自ら収集した外部の資料を基に判断を行うことから、最高裁と異なった意見を形成する可能性もあり、最高裁とは一定の緊張関係にある。委員会は、最高裁との間で諮問・答申という関係にあるが、独立の事務局を設けることはできないとしても、事実上の独立性を、庶務の面においても明らかにする必要がある。簡易裁判所判事選考委員会

と同様に、幹事・書記を置くことにより、外部から見て中立・公平らしさが表現でき、また、外部にも便宜である。

：この点も準備会で議論した。独立の事務局を設けることと幹事を置くことは対極にある。立ち上がる委員会は、簡易裁判所判事選考委員会とは異なり、年間、何回かにわたって開催が予定されており、簡易裁判所判事選考委員会よりも業務量が多い。そこで、特定の部署で処理するとした方が適当と思われる。ご指摘の公正・中立性については、ほかのファクターで対応できると考える。

：委員会がどの程度の頻度で開催され、どの程度の事務量があれば、幹事・書記ではまかなえないのか。人事課でなく、総務課としても、いずれも事務局の一組織であり、形式的な分け方でしかない。

：前回、独立の事務局の設置を提案したが、今のご時世だからこそ、予算、人の要らない形で、まさに内部の工夫で形を整えることはできないか。

：一つはセクションをどう作るかという問題、もう一つは人をどう充てるのかという問題がある。事務局を設置することは、第一の問題であり、実際には、ある組織をスクラップして、事務局を作るというスクラップアンドビルドということになる。二つ目の問題は、事務量に応じて兼務をさせるかという問題である。事務局を下級裁に設置すると、例えば、資料課長というポストをスクラップして、新たな課長職を作ることもなるわけで、その意味でも、第一の問題は難しいということである。

：事務局を作ることに真意があるのではなく、外部から見て、指名諮問委員会の仕事を独自に行っている部署が分かればいいのであり、事務量に応じた形でセクションを作ることはできないのか。

：委員会を設置する際に、独立の事務局を設ける場合と、事務局を設けずに既存の他の部署が掌理する場合があります、その中間として、独立の事務局を設けつつ事務局長には関係のある部局の然るべき者を充てる場合があります、既存の組織をスクラップしていない例もある。

：事務局には、中立・透明性が必要である。独立の事務局を設置することは難しいと思うし、総務課でいいと思う。ただ、簡易裁判所判事選考委員会の幹事の規定振りは、指揮・命令系統がはっきりしているし、総務課で処理するとしても、もう少し、中

立・透明性の観点から工夫する余地はないのか。

：総務局や総務課で処理するとなると、事務分掌規程や通達に定めを置き、委員会の庶務を処理することが明記されることとなる。

：独立の事務局を設けつつ関係部署の職員を兼務させるという選択肢を追求することはできないか。仮に総務局に庶務を処理させるとすると、総務局長や課長は裁判官であるから、総務局長や課長の適否の審査を行う場合には、その職務を担当する者の上司の適否の審査に関する事務を扱うことになる。

：独立の事務局を設けつつ、職員を関係部局の者をもって充てるという対応をしたことはないのではないか。

：外部にきちんと明確に示すことが重要であり、組織法制をきちんと定め、下級裁へは通達で明らかにすることとしたい。現実の問題として、独立の事務局を設け、委員会の事務について超過勤務をした場合に、誰が手当を払うのかという問題もある。その意味で、予算の問題も絡んでくる訳である。

：司法制度改革審議会の意見に基づいて作る委員会なので、行政は委員手当の措置を講じなければならないであろうし、委員会の事務局を中立的に作るのはだめだ、裁判所の他の課長ポストを削らなければ作れないとは言えないのではないか。また、世の中の流れも、例えば、公正取引委員会が人員を大幅に増やしているように、中立的な委員会を強化していく流れであるから、どんなに小さくてもよいから独立の事務局を持つ可能性を追求すべきではないか。

：委員会に独立の事務局を作ることは、予算や人の問題があり、国全体が厳しい状況にあるので、難しいと思うが、委員会の骨格を法で定めれば、国会の意思ということになり、行政も相当考慮せざるを得なくなる。前回の議論では、委員会を規則で定めると取りまとめられたが、委員会の骨格を法で決めれば、予算要求でも、組織要求でも強力になるので、法か規則かをもう一度議論してもよいのではないか。

：今までの議論を聞いていると、現在ある総務局や総務課で処理するのに適当な事務量ということではないかと思う。今の国の状況からすると、法律で作ったからといって大きな予算を付けるのは無理である。重要なのは、外から見て中立であって、内部でお手盛りをやっていないということであるから、むしろ形より庶務そのものの中身

の問題であり、要綱案としては、原案のとおりでよい。

：私は、終始、事務局の職員は裁判所の職員が兼任し、お金も人も増やさないという前提で考えようと言っているので、裁判所の外に事務局を置くことは考えていないが、公平で独立した外観を持つための工夫が何かできないか。

：委員会の仕事の特質から見て、外から見て公正さが保たれているかが大事であって、準備会でも事務局を独立して設けることができないか検討してもらってきたが、設けるのは難しいという結論になった。そこで、次善の策として確認事項案11を入れることとした。

：確認事項案11の内容は動くのか。

：後で審議することになるので、このままかどうかは別にして、少なくともこの趣旨を記載したものは確認事項として残ると考えている。

：今の議論の方向性を確認事項として入れるということでしょうか。

：結論は別として、議論はしたい。

：確認事項案11の趣旨を何らかの形で要綱案19に入れられないか。

：要綱案は、規則の条文を想定しているので、要綱案に確認事項案11の趣旨を入れると論理的矛盾を生じ、難しいのではないかと。

：要綱案19は原案どおり、確認事項案11は後で議論してまとめるということでしょうか。

：異議なし。

：要綱案3(3)の末尾に「…ものとするものとする。」とあるが、記載が重複していないか。

：要綱の表現方法としてこうなるが、条文では最初の「…ものとする。」までの表現となる。

：中央の委員会から地域委員会に人事考課表は下りないのであれば、地域委員会は、この人について問題だという情報をどのような手段や組織によって収集することを想定しているのか。

：例えば、委員である法曹三者や有識者が持っている裁判官や任官希望者の情報や、外から地域委員会に寄せられた情報といったことが考えられる。いずれにしても、

運用に関する問題であるし、地域委員会と中央の委員会との情報のやり取りは今後検討していくことである。

：地域委員会で地元の情報を集めるとしても、裁判官は3年ごとに転勤しており、例えば、現在名古屋にいても、3年前は北海道にいたという場合は、どのようにして北海道の情報を集めるのか。

：立ち上がった中央や地域の委員会の運用の問題である。ある地域委員会で、他の地域の情報を集めるのは難しいと思うが、中央の委員会が入ってきた情報に基づいて他の地域の委員会に発注することはできるであろうし、いろいろな形があり得ると考えている。

：例えば、私が名古屋の地域委員会の委員となったとして、対象となっている裁判官の北海道での活動が耳に入ることはまずない。そういうことを考えると、運用の問題ではなく、情報収集システムの問題である。委員会では、実質的に議論できる情報が必要となるが、もっと具体的なものはあるのか。

：運用と言ったのは、立ち上がった委員会で考えていくべき事項であるという趣旨である。立ち上がった委員会では、できるだけ充実した情報が集められるやり方を考えていただきたいと思っている。

：準備会等で議論したことを紹介する。一つは、恒常的な人事評価をどうしていくかということで、外部にも窓を開いて的確な情報を採り入れていき、それを中央の委員会で使っていくことをシステムとして考えている。もう一つは、例えば、名古屋の地域委員会でおかしいと思ったら、前任地の北海道の方を調べてみるということで、名古屋から中央の委員会に札幌での調査が必要と言うと、中央から札幌に調査の依頼が行き、札幌が動くというシステムも考えられる。先に運用と言ったのは、このようなシステムの運用という事である。

：確認事項案(資料15)について御意見を伺いたい。まず、宮本委員提出資料について説明していただきたい。

：これは、委員会と下部組織の関係のイメージ図(資料13)に従って資料・情報の提供に関する権限についてそれぞれ根拠規定があるかどうかを整理したものである。イメージ図には権限が記載されているのに、その根拠規定が欠けているものがいくつ

かみられる。すなわち、最高裁から中央の委員会への追加資料の提供、中央の委員会から最高裁への追加資料の依頼、地域委員会から中央の委員会への資料依頼の各根拠規定が欠けている。これらの欠けている部分を埋めたものが次頁の「確認事項(案)」である。

：堀野委員提出資料の「確認事項案に対する修正案」のうち「確認事項7に付加案」の部分は、宮本委員提出資料の「確認事項(案)」の2と同趣旨と考えてよろしいか。

：同趣旨ではあるが、確認事項案7を見ると、中央の委員会が地域委員会に対し、名簿だけ提供すればよいとも読める。最高裁が持っている第一次的資料というか、要約的資料のようなものを名簿とともに提供されれば、地域委員会としては、非常に仕事がやりやすいのではないかと思う。「確認事項7に付加案」を原案で提案するのではなく、名簿とともに要約された資料、この人はどういう人かが分かる資料を最初に提供すべきと考える。そうでなければ、地域委員会が入手できる情報は、限定されていて、偶発的なものであったり、一過的なものであったりするなど、果たして有意な情報であるかどうかの判断が非常に困難であろう。地域委員会では徹底的に細部まで議論するわけではないので、詳細な資料までは必要ないが、少なくとも自らが持つ情報に関連付けて考えることができるくらいの資料は最初に必要だと考える。仮に、ただ今申し上げた提案が認められれば、「確認事項6と7の間に付加案」は、撤回する。

：宮本委員提出資料の「確認事項(案)」の2を確認事項に入れることには反対である。資料の提出を求めるのが原則であるとの印象を与えかねないし、地域委員会が第一次的審査を行う機関であるとの印象も与えかねないので、適当ではないと思う。これは、中央の委員会と地域委員会の連携の問題であって、委員会が発足した際の検討と運用に委ねるべきと考える。地域委員会の基本的役割は情報の収集の点であり、地域委員会の委員は地域の実情に通じていることから、名簿に基づいて独自の活動ができると思う。その際、地域委員会がどの候補者について、どのような情報を収集するかについては中央の委員会とよく連携をとって検討されることになると思う。中には一定の資料を提供された方が便宜であろうという場合も出てくると思うが、これも運用に関わる事柄と思うので、確認事項にする必要はない。

：指名候補者の情報は、特に裁判所から人事評価に関する資料が提出されることになると、かなりプライベートな情報が含まれることになり、委員会がそのような情報にアクセスできるという場合に、守秘義務がないと困った事態が起きないとも限らない。これは確認事項案10で担保されていると考えてよいか。

：プライベートなことについては、中央の委員会の委員も地域委員会の委員も非常勤の国家公務員であるから、当然、守秘義務がかかってくる。裁判官の独立を犯す恐れがないようにというのは、裁判官の適否の問題が、裁判の中身に基づいて判断されてはならないというところに主眼があると思う。

：ここでの情報提供の問題は、中央の委員会と地域委員会の役割分担をどうするかに関わってくると思う。第一次審査は地域委員会とし、それを上に上げるイメージだと、最初の情報は全て地域委員会に回っていないといけないことになるだろう。私の持っているイメージは、そうではなく、地域密着型の情報と中央の委員会に集まる情報は違ってくる場合があり、判事あるいは判事補が任地を転々として10年目を迎えるパターンもあれば、司法修習を終えて任官するパターンもあり、ある大学に勤めていて転身を図ろうとして任官を希望するパターン、その地域で活躍している弁護士の方が任官を希望するパターンが考えられるが、最後の二つについては、地域委員会に最も情報が集まっている。司法修習については司法研修所等における成績が最も重要な評価資料であって、たまたま中央に集まらない地域での活動実績が少し反映されるかもしれないと思うが、全ての情報をまず地域委員会におささなければならないということではなくて、地域委員会の中で必要な情報は何かということに適宜判断しながら、中央の委員会にフィードバックしていくということではないかと考えている。

：私は、地域委員会が第一次的審査権を持つ必要があると言っているのではなく、地域委員会が収集する情報や資料が適切なものとして中央の委員会に反映されることが重要だと思っている。裁判官は転勤があるから、2、3年の短い期間に個別具体的な情報、その人についての基本的な知識がなければ、偶発的あるいは一過的な情報を過大に評価したり、不適切な評価をすることがあるのではないかと思われ、そのような情報を中央の委員会に流すことはできるだけ避けたいと思う。些細なことであっ

でもその人の履歴からすれば非常に重大な意味を持っていることもある。それを捉えきれなかったりするのはいけないので、その情報を適切なものとするために一定の基礎認識を地域委員会は持つておくべきであるという意味で、名簿のほかに要約資料のようなものが提供されるべきではないかと思う。

：実際に地域委員会が審査することを想定すると、必要な情報がほしいということになるだろう。地域委員会が情報提供を求めた場合、中央の委員会は必要な情報を提供するという想定のもとに当委員会で議論されてきたので、それを確認することは重要だと思う。

：宮本委員提出資料について補足すると、指名諮問委員会の役割、構成からみて必要な規定であって、欠けているところはないかという観点で見直した場合に、こういうところは欠けているというものである。例えば、地域委員会から中央の委員会に資料を求めることもあり得るのに、その根拠規定がないので、これを確認事項あるいは要綱に入れておくべきであろうということである。

：宮本委員提出資料の「確認事項(案)」1の内容は、要綱案10(2)に入るのではないか。

：イメージ図では、最高裁と裁判所は書き分けられている。諮問をして人事評価資料を出す最高裁と、委員会から協力依頼を受ける裁判所は別ではないかと思う。

：最高裁と裁判所とを区別しているわけではなく、「裁判所」の中に最高裁を含むと考えている。

：堀野委員提出資料の「確認事項7に付加案」の修正意見も、宮本委員提出資料の「確認事項(案)」2のような包括条項が入れば、ほとんどその中に包含されるのではないか。

：そこを確認できればいいが、確認事項案7は名簿だけ提供すればよいように見える。

：まだ実際に動いてもいない委員会を想定しながら、一つ一つ条項の中に記載するのはかなり困難だと思う。なるべく包括条項にしておいて、後は委員会の方で合理的な制度設計をしてもらうのが一番好ましいと思う。

：宮本委員提出資料の「確認事項(案)」2を採り入れる形で取りまとめたい。

:宮本委員提出資料の「確認事項(案)」1については、要綱案10(2)において、裁判所には最高裁を含むことが確認できれば、確認事項に入れなくてもよい。

:要綱案10(2)の裁判所から最高裁が除外されているとは思われない。

:地域委員会で信頼性をもって審査できればよい。

:異議なし。

:確認事項案10については原案どおりでよろしいか。

:異議なし。

:確認事項案11についてご意見を伺いたい。

:先ほどの要綱案に関する説明で、総務局が担当するにしても、考えられる形の中で最善の方法を模索するということであったので、「中立・公正に活動することができるように、」の次に「できる限り適切な体制を整えて」を挿入したらどうか。

:「適切」という言葉が2回続くことになるので、「できる限り、これにふさわしい体制を整え」ではいかがか。

:委員会の庶務担当の職員に対する指示系統・命令系統をはっきりさせることが望ましい。「委員会及び地域委員会が指揮・命令に関する体制を明確にする」ということではどうか。

:組織として指揮・命令ということまで入ると固くなりすぎる。「ふさわしい体制」ということで、その点は尽くされていると思う。

:中央委員会、地域委員会がどれだけきちんと中立・公正・独立に活動できるかは構成される委員いかんにかかっている。委員がきちんとしていれば、事務局にいろいろ要求して対応してもらえる。できあがる委員会がきちんと活動すれば心配されるようなことは解消されると思う。確認事項の性格について確認したい。要綱が規則になったときの解釈基準になるというのは確かだと思うが、できあがる中央の委員会、地域委員会が運営にかかる細則を作るときに参考となるということもあると思う。そうすると、委員会で、独立・中立・公正に活動できるということを議論して規則を作ってもらのがいいわけであるから、あまり細かいことまで決めないで、ある程度裁量を認めるという確認事項に止めておくのがいいのではないか。

:「指揮・命令」は固い表現ではあるが、「ふさわしい体制」をもう少し明確にしたい。

:最後に「庶務の処理に当たって適切な配慮をするとともに、運用を開始した後にあっても、事務量などを勘案し、所要の体制の整備について検討されるのが適当である。」とするのはどうか。つまり、事務局を置くかどうかという問題については、要綱案としては、置くか置かないかのどちらかであり、置くのが難しいということで置かないことになった。それで、要綱案にないことを確認事項にするのは難しいということであるが、財務当局等がどのくらい事務量があるか分からないのに、事務局体制とか大きなことを言っても困るという対応をすることは往々にしてあることではあるが、この委員会が動き出し、実績が上がってくれば、再チャレンジすることはあり得ることである。そのようなことを含みにおくこともいいのではないかと思う。「指揮・命令」ではぎらぎらするということについては私も共感を覚える。

:「指揮・命令」というのがぎらぎらするというのであれば、「委員会及び地域委員会が中立・公正に活動することができるように」の部分で「委員会は自主性を保ちつつ中立・公正に活動することができるように」とするのはどうか。「独立」とするとまたぎらぎらするし、この表現だと「指揮・命令」を裏から柔らかく表現したことになると思う。

:制度設計をするに当たっては、体制をはっきりさせるのがポイントであろう。幹事の間では、原案がややはっきりしないところがあるので、「…、庶務の処理に当たって、その指示・処理に関する体制を明確にするなど、適切な配慮をするのが適当である。」というように、「適切な配慮」の内容を例示するのはどうかという議論もなされた。体制については業務量などの問題もあるが、見通しのつくところでは、このような指針を示してもらえれば動けるのではないかと思う。

:裁判所の体制を名実ともに中立・公正な活動ができるように整えておくことが大切である。今の「庶務の処理に当たって、その指示、処理に関する体制を明確にするなど、適切な配慮をするのが適当である。」ではどうか。

:異議なし

:確認事項の位置付けはどうなるのか。

:一つには、この委員会が立ち上がると委員会の運営に関する細則を作ることになると思われるが、その際の指針になることになる。二つには、いわば立法者意思のようなものとして、実際に運用していく際に迷ったときに判断していく指針になると考えて

いる。

: 確認事項に委員会を拘束する力はあるのか。

: 尊重するということになる。

: 確認事項案6の委員及び地域委員の選任に当たっての配慮については、このとおりで異論はない。具体的どのようにやるべきかについて、修正案ではなく意見を述べたい。国民各層の意向をなるべく反映するような形で委員の選任を行うというのは基本原則であり、その意味で「多方面の意見を聴取して」というのは、文字通り市民の各層からの意見が反映できるような委員構成にすることが必要である。委員会、地域委員会の委員構成が問題であるという指摘はそのとおりであり、その点に十分配慮していただきたい。

: それでは、最高裁からの「下級裁判所裁判官の指名過程に關与する諮問機關の設置に關する規則の制定について」という諮問事項については、資料14の要綱案をこのとおり要綱として答申し、確認事項については若干の修正があったので附加・修正してこれを議事録に添付し、最高裁及び新しく立ち上がる委員会の運用に当たって留意してもらうこととしたい。

: 異議なし。

: ただいま、当委員会において答申の決議をいただいたので、裁判官会議に報告するとともに、事務当局において要綱を踏まえた規則案を作成し、裁判官会議の議決を得て規則を制定したい。

2. 裁判所運営への国民参加

幹事から、裁判所運営に国民の意見を反映させることが可能となる仕組みについても引き続き審議してもらいたい旨の報告がされた。

(3) 今後の予定等について

次回の委員会では、裁判所運営への国民参加について、引き続き審議することが確認された。

次回の委員会は、次の日時に開催されることが確認された。

第6回 1月31日(金)午後2時から午後5時まで

(以 上)